

全国健康保険協会（協会けんぽ）の
特定健康診査情報提供（みなし健診）事業の流れについて

（対象者）

- ① 40歳以上の全国健康保険協会加入の被扶養者
- ② 生活習慣病等で治療中の方で、特定健康診査の検査項目に類する血液検査等の結果を有する者。
- ③ 実施年度にかかる特定健康診査を受診していない者。

（資格確認）

- ① 対象者が当該年度に特定健康診査を受診していないことについて、聞き取りにより確認。
- ② 健康保険被保険者証及び全国健康保険協会が発行した特定健康診査受診券（セット券）の提示により確認。
確認の際は受診券の有効期限など内容を十分に確認。

（健診結果データの提供）

請求様式 1. 2 は、協会けんぽ鳥取支部にありますので下記の担当者までご連絡いただければ郵送します。

- ① 対象者の同意を得る。（様式 2）「治療中の方の特定健康診査等情報提供票」に対象者の自筆の署名を受ける。
- ② 未実施の検査がある場合には実施のうえ（様式 2）に検査結果を記載。
- ③ （様式 1）「治療中の方の特定健康診査情報提供料請求書」に医療機関情報および件数、請求金額、振込先口座を記載のうえ、（様式 2）とあわせて月末締で翌月 10 日までに、全国健康保険協会鳥取支部へ提出。
ただし 3 月分については 4 月 5 日までに提出。
- ④ 1 件当たりの金額については消費税込みで 3,850 円。

（情報提供料の支払い）

- 全国健康保険協会鳥取支部は（様式 1）、（様式 2）の点検を行ったうえで、適当と認められれば請求書を受理してから 30 日以内に支払いを行う。

【担当】

鳥取市今町 2 - 1 1 2
アクティ日ノ丸総本社ビル 5 階
全国健康保険協会鳥取支部
保健グループ 林 有一
TEL 0857-25-0054